



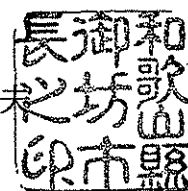
御坊市公示第394号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、御坊市名田町野島内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年12月15日

御坊市長 柏木 征 未



字の区域の変更調書

変 更 前		変 更 後
字	地 番	字
炭屋谷	1183番1の全部	北谷
廣畑	1930番、1931番1、1931番2、1942番2、1942番3及び1943番の全部	
竹ノ下	1201番、1202番、1241番、1242番、1244番、1245番、1245番1及び1246番2の全部	
塚原	1327番、1328番、1330番、1332番1、1332番2、1332番3、1332番4、1332番5及び1333番4の全部 里道の一部	

地番については、平成18年11月22日現在の地番である。